

リスク管理債権の定義

(1) 破綻先債権

未収利息不計上貸出金（注1）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由（注2）又は同項第4号に規定する事由が生じているもの

（注1）元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。）

（注2）更生手続開始、民事再生手続開始、破産、整理開始又は特別清算開始の申立て等の事由

(2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもの

(3) 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。）